栃木県の最低賃金

ちゃんとチェック最低賃金☑

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに！

※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

準華
◎栃木労働局

最低賃金特設ページ

地域別最低賃金

効力発生日：**令和８年１０月１日**

	時間額（円）	
栃木県最低賃金	**1,125**	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 （一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。）

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金時間額（円） 効力発生日	適用産業 （日本標準産業分類（令和6年4月1日施行）による。）	適用除外労働者 （18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。）
塗料製造業	**1,159** 令和７年12月31日	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和８年10月１日以降当面の間、**栃木県最低賃金(1,125)**が適用されています。 (注)令和８年の改正は審議中です。	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（縫製機械製造業を除く。）を除く。） E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(1) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務
電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。） E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務 (注１)「自動車･同附属品製造業」においては、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注２)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」については、「自動車・同附属品製造業」において除く。
自動車･同附属品製造業		E311 自動車・同附属品製造業	
計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具、医療用機械器具･医療用品製造業、光学機械器具･レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計･同部分品製造業		E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（理化学機械器具製造業を除く。） E274 医療用機械器具・医療用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。） E323 時計・同部分品製造業	
各種商品小売業	**令和８年の改正はありません。** （注）令和８年10月１日以降、**栃木県最低賃金（時間額　1,125円）**が適用されています。		

＊　それぞれの産業において、①管理，補助的経済活動を行う事業所　又は　②純粋持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。